

相続税申告までの 完全ロードマップ

親が亡くなったらすること

—— 10ヶ月の期限から逆算する、やることリストと手続きガイド ——

C O N T E N T S

Chapter ① 相続税の申告が必要かどうか確認しよう P2

Chapter ② 10ヶ月のやることロードマップ P6

Chapter ③ 公的機関・金融機関への手続き先一覧 P11

Chapter ④ 相続税申告でよくある失敗 P15

Chapter ⑤ 専門家の使い分けガイド P16

巻 末 アトム相続税理士事務所のご案内 P20

ATOM

アトム法律税務グループ

はじめに

突然の別れのあと、

「何から手をつければいいのか」と途方に暮れる方は少なくありません。

葬儀が終わった後も、相続に関する手続きは数多く残っています。

その中でも相続税の申告は、

亡くなった日から10ヶ月以内という期限が定められており、

この期限を過ぎると延滞税や無申告加算税といったペナルティが生じます。

この冊子は、申告期限から逆算して

「何をいつまでにすべきか」を整理するためのものです。

この冊子が、次の一步を踏み出す手助けになれば幸いです。

監修：岡野誠治（税理士／東京税理士会 登録番号 151583）

発行：アトム法律税務グループ

相続税の申告が必要かどうかは、遺産の総額が「基礎控除」を超えるかどうかで決まります。まず以下の3点を確認してください。

☐ 不動産（土地・建物）を相続した

☐ 預貯金・有価証券・保険金などを合わせると基礎控除額
(3,000万円+600万円×相続人数) を超えそう

☐ 財産の全容が把握できていない

➡ 1つでも当てはまる場合：

基礎控除を超える可能性があります。このChapterで詳しく確認しましょう。

➡ 何も当てはまらない場合：

申告不要の可能性が高いですが、不動産の評価や名義預金には注意が必要です(1-4参照)。

1-1

まず「基礎控除」を計算する

相続税には「基礎控除」という非課税枠があります。遺産の総額がこの基礎控除以下であれば、相続税の申告は原則不要です。

基礎控除額の
計算式

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

計算例

法定相続人の数	基礎控除額
1人	3,600万円
2人	4,200万円
3人	4,800万円
4人	5,400万円

※法定相続人とは、民法で定められた相続権を持つ人（配偶者・子・親など）のことです。相続放棄をした人も、法定相続人の数には含めて計算します。

具体例

夫が亡くなり、相続人が妻・子2人（計3人）のケース

基礎控除額 = 3,000万円 + (600万円 × 3人) = 4,800万円

- ➡ 遺産の総額が 4,800万円以下であれば、相続税の申告は原則不要です。
- ➡ 4,800万円を超える場合は、超えた部分に対して相続税が課されます。

1 - 2

遺産の総額に含まれるもの

主に以下のような財産をすべて合計します。

プラスの財産（本来の相続財産）



- 現金・預貯金（銀行口座、タンス預金を含む）
- 不動産（自宅・土地・賃貸物件など）
- 有価証券（株式・投資信託・債券など）
- 貴金属・美術品・自動車など

みなし相続財産（相続税法上、相続財産とみなされるもの）



- 生命保険金
- 死亡退職金

マイナスの財産（遺産総額から差し引けるもの）



- 借入金・住宅ローンの残債
- 未払いの税金・医療費
- 葬式費用（一定範囲内）

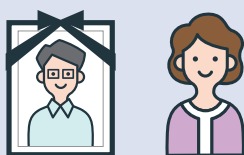
1 - 3

使える控除・特例（簡易一覧）

相続税には、税額を軽減できる控除・特例が複数あります。多くは申告書への記載・書類添付が適用要件です。

配偶者の税額軽減

配偶者が取得した財産が1億6,000万円または法定相続分相当額まで非課税になります。



小規模宅地等の特例

自宅や事業用の土地について、評価額を減額できます。たとえば、特定居住用宅地等なら330㎡までについて、評価額を最大80%減額できます。



未成年者控除・障害者控除

相続人が未成年の場合は18歳に達するまでの年数×10万円、障害者の場合は85歳に達するまでの年数×10万円（特別障害者は20万円）を控除できます。



相次相続控除

10年以内に相次いで相続が発生した場合、前回の相続で課税された税額の一部を今回の税額から差し引くことができます。



1 - 4

不動産の評価に注意

相続税評価額は売却価格とは異なり、路線価や固定資産税評価額などをもとに算定されます。そのため、固定資産税の通知書に記載された金額や、売買時のイメージとは大きく異なる場合があります。不動産をお持ちの場合は、「基礎控除以下だろう」と自己判断せず、専門家への確認をお勧めします。

1 - 5

よくある誤解：「配偶者は申告しなくていい」は間違い



配偶者の税額軽減を適用して相続税額が0円となる場合でも、この特例を受けるには期限内申告が必要です。

「1億6,000万円まで相続税がかからないから申告不要」と思っている方が多くいますが、これは誤りです。申告を怠ると控除が受けられなくなり、多額の税金が発生する可能性があります。



申告が不要な方へ：

基礎控除以下で相続税の申告が不要な場合でも、亡くなった後に行うべき手続きは数多くあります。Chapter 3の「公的機関・金融機関への手続き先一覧」を参考に、必要な手続きを進めてください。

1 - 6

申告が必要かどうか迷ったら

「基礎控除以下だと思うけど、自信がない」という方は多くいます。特に不動産・生命保険金・退職金がある場合は、想定外に評価額が高くなる場合があります。迷ったときは自己判断せず、税理士への無料相談でひとまず確かめてみてください。Chapter 2以降は、申告が必要な方を前提に進みます。



申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内です。原則として延長はできません（※天災等の特例を除く）。まず全体像をつかむことが、落ち着いて動き出す第一歩です。

やること全体像

～ 7日

- 死亡届・死亡診断書の取得

～ 14日

- 健康保険・介護保険の資格喪失届
- 年金受給停止手続き

～ 1ヶ月

- 戸籍収集の開始（最優先）
- 金融機関への残高証明書の問い合わせ

～ 3ヶ月

- 相続放棄の検討（必要な場合）
- 財産の全体像把握・遺産分割の方針決定
- 相続人全員の書類収集

～ 4ヶ月

- 準確定申告（被相続人に所得があった場合）

～ 6ヶ月

- 財産種別ごとの書類収集・整理
- 控除・特例の適用要件確認と追加書類収集
- 遺産分割協議・協議書作成

～ 9ヶ月

- 申告書の作成・内容確認

～10ヶ月

- 申告書・添付書類を税務署へ提出
- 相続税の納付

相続開始から5ヶ月以上が経過している場合でも、申告期限内に間に合うケースは多くあります。期限まで残り3ヶ月を切ると加算報酬が発生する税理士事務所も多いため、現状の進捗にかかわらず早めに相談することをお勧めします。

第1フェーズ

亡くなった直後～1ヶ月

葬儀や行政届出で慌ただしい時期です。まず、行政への届出を済ませることが最優先です。

期限の目安	やること	備考
7日以内	死亡診断書の取得	複数枚コピーを取っておく
7日以内	死亡届の提出	葬儀社が代行する場合もある
14日以内	国民健康保険・ 後期高齢者医療保険の資格喪失届	—
14日以内	介護保険の資格喪失届	—
速やかに	年金受給停止の手続き	死亡後も受け取り続けると返還が必要になる
速やかに	遺言書の有無の確認	公正証書遺言は公証役場で確認可。 自筆遺言は家庭裁判所で検認が必要

第2フェーズ

～1ヶ月（相続税申告の準備開始）

葬儀が一段落したら相続税申告の準備を始める時期ですが、まずは戸籍収集を最優先で着手しましょう。

やること	ポイント
被相続人の戸籍収集を開始	出生から死亡までの全戸籍が必要。取り寄せに数週間かかることも多いため最優先で着手する
金融機関への残高証明書の取得を問い合わせ	被相続人が口座を持っていた金融機関に連絡し、残高証明書の取得手続きを確認する（預金口座が凍結されるので注意。通帳の記帳・公共料金等の引き落とし口座の変更などしておく）
財産の概要を把握する	不動産の有無・預貯金の規模・保険証券など、財産の全体像をざっくり把握する 被相続人名義の口座や保険等を探すには、以下の制度を活用 ● 相続時預貯金口座照会 ● 証券保管振替機構 ● 生命保険契約照会制度（生命保険協会）



税理士への相談について：

この時期は無料相談の活用に最適な時期です。財産の概要が見えた段階で相談すると、必要書類や進め方の方針を早期に固められます。

第 3 フェーズ

～3ヶ月（税理士の選定・依頼）

相続は「プラスの財産」だけでなく「借金などのマイナスの財産」も引き継ぐことになります。プラスよりマイナスが多い場合は、家庭裁判所への申述により相続放棄ができます（3ヶ月以内）。財産の全体像を把握しながら、税理士への相談・依頼も進めましょう。

やること	ポイント
相続放棄・限定承認の検討	放棄する場合は3ヶ月以内に家庭裁判所への手続きが必要
相続財産の全体像を把握	不動産・預貯金・有価証券・保険金など、財産の種類と金額を整理する
遺産分割の方針を決定	相続人全員で「誰が何を取得するか」の大きな方向性を話し合っておく
相続人全員の書類を収集	戸籍謄本・印鑑証明書・住民票など、相続人側の書類を揃える
準確定申告（必要な場合）	被相続人に所得があった場合、4ヶ月以内に申告が必要



税理士への相談について：

税理士の選定・依頼を決定する目安の時期です。相見積もりを取る場合は1ヶ月程度の検討期間を見込んでおきましょう。

第4フェーズ

～6ヶ月（書類収集・財産評価）

税理士と連携しながら、申告に必要な書類を種別ごとに収集・整理していきます。

やること	ポイント
財産種別ごとの書類を収集・整理	銀行残高証明書・登記事項証明書・名寄帳（固定資産税評価証明書でも可）・証券残高証明書など
控除・特例の適用要件を確認	小規模宅地等の特例・配偶者控除などの適用に必要な追加書類を確認・収集する
遺産分割協議・協議書の作成	相続人全員で合意ができれば遺産分割協議書を作成する



税理士への相談について：

税理士主導で財産評価・特例適用判定が進む段階です。依頼済みの場合は、書類の提出と税理士からの照会事項への対応が主な作業になります。



遺産分割が完了していないと特例が使えない場合がある：

小規模宅地等の特例など相続税を大幅に減額できる特例の多くは、申告期限内に遺産分割が完了していることが原則的には条件です。ただし、分割が完了していない場合でも「未分割申告」を行い、分割確定後に更正の請求で還付を受けることは可能です。期限を守ることが最優先です。

第 5 フェーズ

～10ヶ月（申告書の作成・提出・納付）

税理士が申告書を作成し、相続人が確認のうえ、期限内に提出・納付します。

やること	ポイント
申告書の作成・内容確認	税理士が申告書ドラフトを作成。相続人が内容を確認する
申告書・添付書類を税務署へ提出	税理士が税務署への提出を代行。被相続人の住所を管轄する税務署が提出先
相続税の納付	申告と同じ期限までに納付。現金一括払いが原則。延納・物納の制度もある



ご利用にあたって：本一覧は2026年6月時点の情報です。電話番号や受付時間は変更される場合がありますので、最新情報は各窓口の公式サイトでご確認ください。

3 - 1

行政機関への届出・手続き

手続きの内容	窓口・連絡先
死亡届の提出	市区町村役場（戸籍担当窓口）
国民健康保険・ 後期高齢者医療保険の資格喪失届	市区町村役場（保険年金担当）
介護保険資格喪失届	市区町村役場（介護保険担当）
健康保険（社会保険）の資格喪失届	勤務先または年金事務所（勤務先経由で手続き）
住民票の除票・戸籍謄本の取得	市区町村役場（戸籍担当窓口）
印鑑登録の廃止	市区町村役場
マイナンバーカードの返納	市区町村役場
運転免許証の返納	警察署または運転免許センター
パスポートの返納	旅券窓口（都道府県）



3 - 2

年金・社会保障の手続き

手続きの内容	窓口・連絡先
年金受給停止の手続き (国民年金・厚生年金)	年金事務所または街角の年金相談センター ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165 (平日・第2土曜のみ受付)
遺族年金の請求	年金事務所または街角の年金相談センター ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165 (平日・第2土曜のみ受付)
未支給年金の請求	年金事務所
高額療養費の請求 (未申請分)	加入していた健康保険の保険者 (各健康保険組合・協会けんぽ等)

※年金の手続きは、死亡後も受給し続けると返還を求められるケースがあります。早急に手続きを行ってください。

3 - 3

相続税申告・税務関係の手続き

手続きの内容	窓口・連絡先
相続税の申告・納付	被相続人の住所地を管轄する税務署 https://www.nta.go.jp
準確定申告(故人の所得税)	被相続人の住所地を管轄する税務署 https://www.nta.go.jp
相続税の相談	税務署(無料相談)または税理士 国税相談専用ダイヤル TEL：0570-00-5901(平日8:30～17:00)
e-Taxでの電子申告	https://www.e-tax.nta.go.jp

手続きの内容	窓 口	備 考
口座の凍結解除・ 解約・相続手続き	各銀行・信用金庫・ ゆうちょ銀行	全相続人の署名・実印・印鑑証明が 必要な場合が多い
残高証明書の取得	各金融機関	死亡日現在の残高証明書を取得する
証券口座の相続手続き	各証券会社	相続人名義への名義変更が必要
投資信託の相続手続き	各証券会社・銀行	—
生命保険金の請求	各生命保険会社	死亡診断書の写し・戸籍謄本等が必要
個人年金の請求	加入していた 生命保険会社・JA等	受取人の確認が必要
死亡退職金の請求	勤務先(人事・総務担当)	会社の規定に基づき手続き
企業年金(確定給付・ 確定拠出)の手続き	勤務先または 企業年金連合会	制度により手続き先が異なる
個人向け国債等の 相続手続き	購入先の金融機関 または財務省	—
ゆうちょ銀行の 相続手続き	ゆうちょ銀行	相続コールセンター TEL : 0120-312-279 (平日・土日祝除く)
三井住友銀行の 相続手続き	三井住友銀行	お亡くなりになったご連絡専用フリーダイヤル TEL : 0120-506-177 (月～金9:00～17:00)
三菱UFJ銀行の 相続手続き	三菱UFJ銀行	相続オフィス TEL : 0120-39-1034 (月～金9:00～16:00)
みずほ銀行の 相続手続き	みずほ銀行	ご逝去のご連絡専用ダイヤル TEL : 0120-324-876 (平日9:00～17:00)
りそな銀行の 相続手続き	りそな銀行	お取引店または最寄り支店へご連絡 (Web手続も可)

3 - 5

不動産・法務関係の手続き

手続きの内容	窓口・連絡先
不動産の相続登記（名義変更）	法務局 https://houmukyoku.moj.go.jp
登記事項証明書の取得	法務局（オンライン申請も可）
固定資産税評価証明書の取得	市区町村役場（資産税担当）
遺言書の検認	家庭裁判所 https://www.courts.go.jp
公正証書遺言の確認	公証役場 https://www.koshonin.gr.jp
相続放棄の申述	家庭裁判所

※相続登記は2024年4月から義務化されています。不動産を相続した場合、相続を知った日から3年以内に登記を行う義務があります。

3 - 6

ライフライン・各種契約の手続き

手続きの内容	窓口
自動車の名義変更・廃車	運輸支局・自動車検査登録事務所
自動車保険の名義変更	加入していた損害保険会社
携帯電話・スマートフォンの解約	各通信会社
クレジットカードの解約	各カード会社
電気・ガス・水道の名義変更・解約	各ライフライン会社
賃借物件の解約	貸主または管理会社

4 - 1

自分で申告して失敗しやすいケース

相続税申告は専門的な判断が求められる場面が多く、次の3つは特に誤りが起きやすいポイントです。

CASE 01

土地の評価を間違える



路線価だけで単純計算すると、不整形地補正や各種補正・特例が反映されず、評価額を誤ることがあります。過少・過大どちらのケースも税務調査で指摘されるリスクがあります。

CASE 02

特例の書類を添付し忘れる



「小規模宅地等の特例」「配偶者の税額軽減」などは、申告書への書類添付が適用要件です。申告後に気づいても、書類を追加するだけでは特例を適用できないケースがあります。

CASE 03

財産の計上漏れ・誤り



名義預金（故人が家族名義で積み立てた預金）・生命保険金のみなし財産・過去の贈与財産（現時点は亡くなる前3年以内。2027年以降は段階的に7年以内に拡大）など、見落としやすい財産があります。

4 - 2

自分で申告する場合に気をつけたいこと

自分で申告書を作成すること自体は可能です。申告書の様式や手引きは国税庁ホームページから入手できます。ただし、土地の評価や特例の適用判断は専門知識が必要な領域であり、誤りがあった場合は後から指摘を受け、追加で税金（過少申告加算税等）が発生することがあります。少しでも不安がある場合は、税理士の無料相談だけでも利用することをお勧めします。

これらの失敗は、いずれも「知識不足」や「確認漏れ」によって起きるものです。次のChapterでは、こうした失敗を防ぐために、どの専門家にいつ相談すべきかを整理しています。

相続の手続きには、税理士・弁護士・司法書士・行政書士といった複数の専門家が関わります。下表はまずどこに相談すべきかを整理したものです。

5 - 1

専門家相談先マップ

手続きの内容	税理士	弁護士	司法書士	行政書士
相続税の申告・計算	◎	—	—	—
土地・建物の評価	◎	—	—	—
遺産分割でもめている	—	◎	—	—
遺産分割協議書の作成	△※	◎	◎	◎
不動産の相続登記（名義変更）	—	○	◎	—
相続放棄の手続き	—	◎	◎	—
遺言書の作成	—	◎	◎	◎
銀行・証券口座の名義変更	△	△	△	◎
準確定申告	◎	—	—	—

※ 税理士が作成できる遺産分割協議書は、申告業務に付随する範囲に限られます。



税 理 士

相続税の申告・計算・土地評価を専門とします。相続税が発生するかどうかの判定から申告書の作成・提出まで一貫して対応できます。準確定申告も依頼可能です。相続税申告が必要な方は、最初に税理士へ相談するのが最短ルートです。



弁 護 士

遺産分割の争いや遺言の有効性など、法的な紛争を扱います。相続人間で話し合いがまとまらない場合や、遺産の使い込みが疑われる場合は弁護士への相談が必要です。遺産分割の交渉・調停・審判を代理できるのは弁護士だけです。



司 法 書 士

相続登記や相続放棄を主に取り扱っています。2024年4月から相続登記が義務化されたため、不動産を相続した場合は早めに依頼することをお勧めします。遺産分割協議書の作成も対応できます。



行 政 書 士

相続に関する各種書類の収集・作成を得意とします。遺産分割協議書の作成や銀行口座の名義変更手続きの書類整備などを依頼できます。ただし、税務申告や登記手続き、法的紛争への対応はできません。



Q

相続税の申告が必要そうだ

A

まず税理士へ



財産の概要（不動産の有無・預貯金の規模など）を伝えて、申告が必要かどうかの判断から依頼できます。

Q

遺産の分け方で相続人がもめている

A

まず弁護士へ



遺産分割の交渉・調停・審判を代理できるのは弁護士だけです。税理士や司法書士は紛争の代理はできません。相続税申告も必要な場合は税理士と並行して進めます。

Q

不動産を相続した
（申告は不要そうだが
名義変更したい）

A

司法書士へ



相続登記の手続きを依頼できます。相続税申告も必要な場合は税理士と並行して進めます。

Q

申告期限が迫っている・
何から始めればいいのか
分からない

A

まず税理士へ



期限が残り3～4ヶ月であっても対応できる事務所はあります。現状を伝えて、動ける範囲で進め方の指示を仰ぐことが最優先です。

次のいずれかに当てはまる場合は、早めに税理士へ相談することをお勧めします。

- 不動産（土地・建物）がある
- 名義預金や過去の贈与に心当たりがある
- 相続人の中に未成年者や障害者がいる
- 遺産分割について相続人間で意見が割れている
- 申告期限まで3ヶ月を切っている
- 財産の全容が把握できていない

財産調査や必要書類の収集はサポートできますが、遺産分割の交渉や相続人間の話し合いを代理することはできません。また、生命保険の請求書類など相続人しか取得できない書類の収集は相続人が行う必要があります。

依頼から申告まで、一般的には以下のような流れで進みます。

ステップ 1	初回相談・契約	財産の概要を共有し、費用・進め方を確認する 【相続人・税理士】	期間の目安 —
ステップ 2	資料収集・財産調査	通帳・権利証・保険証券などを集めて税理士に提出する 【相続人が主体】	1～2ヶ月
ステップ 3	財産評価・目録作成	不動産・有価証券などの評価額を算出し財産目録を作成する 【税理士が主体】	1～2ヶ月
ステップ 4	遺産分割協議・協議書作成	誰が何を相続するか全員で合意し、協議書に署名・押印する 【相続人全員】	～1ヶ月
ステップ 5	申告書の作成・確認・提出	申告書を作成し相続人が内容を確認後、税務署へ提出する 【税理士が主体】	～1ヶ月
ステップ 6	相続税の納付	納付する（延納・物納の制度もあり）【相続人】	申告期限 当日まで

申告期限まで時間がないと感じていても、まず相談することが最初の一步です。

アトム相続税理士事務所のご案内

私たちについて

アトム相続税理士事務所は、アトム法律税務グループの一員として、
基礎控除を超えた相続税申告業務に特化した税理士事務所です。

申告業務にすべてのリソースを集中することで、
専門性と申告精度を徹底的に高めています。



代表税理士 岡野誠治

東京税理士会 登録番号 151583

相続税申告に特化した税理士として実務経験を積み、2026年にアトム相続税理士事務所を開設。土地評価を得意とし、期限切迫案件・名義預金・未成年相続人など複雑な案件の対応実績あり。

対 応 業 務	相続税申告
初 回 相 談	無料
電 話 番 号	0120-245-911
受 付 時 間	24時間受付・土日祝対応
面 談 形 式	来所または電話相談
所 在 地	〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-28 合人社東京永田町ビル3階（ご相談は9階）
対 応 エ リ ア	関東一円を中心に全国対応

ATOM

アトム法律税務グループ

アトム相続税理士事務所

<https://atomfirm.com/souzoku/>

無料相談・お問い合わせ

24時間全国・土日祝対応

 0120-245-911



LINEで
無料相談



本冊子の内容は2026年6月時点の法令・制度に基づいています。

税制改正等により内容が変わる場合があります。

具体的な申告については、税理士や税務署にご相談ください。

監修：岡野誠治（税理士／東京税理士会 登録番号 151583）

ATOM

アトム法律税務グループ